

2006年4月10日

山口県知事 二井 関 成 様

原発に反対する上関町民の会

代表 平 岡 隆 嗣

代表 岩 木 基 展

代表 村 田 喜代子

原発いらん！山口ネットワーク

代表 武 重 登美子

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表 山 戸 貞 夫

長島の自然を守る会

代表 高 島 美登里

原水爆禁止山口県民会議

議長 中 嶋 光 雄

(公印省略)

上関原子力発電所建設計画の中止を求める申入書

平素より、貴職は、「県民の安心・安全」、これを守っていくことが行政のやるべき基本であり、しっかりと取り組んでいきたいと述べられています。心より敬意を表します。

また、貴職は、県民の誰もが「山口県に生まれ、育ち、そして住んでよかった」と心から実感し、いつまでも愛着と誇りを持ち続けることができる山口県の実現に向け、「住み良さ日本一」をめざす県づくりの実現めざし尽力しておられますが、「瀬戸内海の美しく豊かな原風景を守りたい。その原風景の中に溶け込んでいる漁業を廃れさせてはならない」との思いを持っている私たちも、心から共感を覚えています。

しかし、貴職が上関原子力発電所建設計画同意の意見を国に提出されて以降、この問題に対して、関係各部署は、まさに理性の眼鏡が曇ったとしか思えない対応をしています。

つきましては、3月23日に祝島の許可漁業、自由漁業に対する司法の判決が明快に下されたことを踏まえて、再度下記のとおり申し入れます。

回答は、貴職が直接、文書で手交を4月24日（月）にお願いします。

記

1. 「一般海域の利用に関する条例」第五条一号、第七条第一項三号、及び「一般海域の利用に関する条例施行規則」第二条第一項五号の規定などに違反することは、「上関原発計画を巡る漁業権訴訟」で山口地裁岩国支部が3月23日に言い渡した判決理由で明らかになったこと。また、2005年7月27日に中国電力（株）は、「許可漁業、自由漁業も含めて、トータルな補償をしている。漁業補償契約で、すべてを含め補償している。」（参考資料2）などと、我々へ回答していることから明白であり、「海上ボーリング調査の海面占有許可」は即刻取り消されたい。

2. 2006年3月24日金沢地方裁判所は、北陸電力が建設・運転する志賀原発2号炉は原

子力安全・保安院、原子力安全委員会の行った安全審査の想定した地震を越える地震が発生する可能性を否定できないので運転してはならないとする判決を下しました。

判決は、2000年10月6日の鳥取西部地震では活断層が未確認の地域でマグニチュード7.3が観測されたが、島根原発の安全審査では直下地震としてマグニチュード6.5しか想定していない等と具体的に言及し、安全審査で想定した地震での揺れの推定が、実態と合わないことを厳しく指摘しています。日本は地震列島で、いつどこで大地震が起こるか分かりません。現に、3月21日、13時37分ごろ上関原子力発電所建設予定地のまさに直近（北緯33.8度、東経132.0度）を震源とする地震が発生しました。原子力施設がひとたび破壊されれば、取り返しのつかない惨事を招くことになります。

これらから、知事意見書（平成13年4月23日付け）の「2、安全確保等について」は、国と事業者に責任を転嫁したものであるにすぎず、県民の安全確保が実行されるとは限りません。従って、この際、上関原子力発電所建設計画には、「県民の安心、安全」のために反対の姿勢に転換されたい。

3. 2006年度電力供給計画が3月30日に出そろい、最大需要電力の伸び率が低下し、計画原発14基の内6基の稼働時期が延期されました。この10年先のピーク電力の伸びの想定からして、上関原発は明らかに過剰設備となる可能性が高く、投資リスクも極めて大きいため、中電の単独建設は無理との見方が強いとされています。

従って、中国電力（株）の筆頭株主たる山口県として、株主に損害を与えかねない無謀な投資をさせないためにも、上関原子力発電所建設計画に反対の姿勢に転換されたい。

4. 長島の自然を守る会は、原発建設予定地およびその周辺の自然環境や生態系を経年的に調査してきたが、昨年の詳細調査開始以降、①海岸および海底への浮泥の堆積②ケガキの大量死やカシパンの異常発生など生物相の悪化を指摘してきた。ついては、原因究明のため、事業者に対し、以下のことを報告させ、公表されるよう要望する。

1. 詳細調査の実施状況（期日・内容等）

- ①海岸部および海底への浮泥の堆積が増加の一途をたどっており、日常的な海底ボーリング漏水により砂粒が供給されているとしか考えられない。海中カメラによる海底ボーリングの監視頻度・映像を明らかにさせ、公開させること。
- ②振動および騒音によるカラスバトへの影響やエアガンによるスナメリへの衝撃等、生物相へのダメージが懸念される。ボーリング調査・地震調査・試掘坑調査・弾性波探査の振動および騒音の数値を明らかにさせ、公表させること。
- ③3月27日に、「上関原子力発電所詳細調査に係る環境監視チームの現地調査（定期）結果について」を報道発表し、「環境保全計画どおりに環境保全措置が講じられていることを確認した。」としているが、調査時点で、現地の潮間帯のカメノテの異常死、浮遊物が異常に増加している事実確認を行ったかどうか明らかにし、監視項目に海底および周辺海岸部における砂粒変化および堆積物調査・生物調査を加えること。
- ④環境監視の視点から今後の調査実施計画を公表させ、現在までの陸域での詳細調査の全容と今後の予定について、中国電力（株）より聴取し、4月26日（水）13:00から現地にて説明を願いたい。

以上

参考資料 1**○一般海域の利用に関する条例**

(許可の基準)

第五条 知事は、第三条第一項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- 一 公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものであること。
- 二 公共性のある事業の遂行に著しい支障が生じないものであること。

(地位の承継)

(監督処分)

第七条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、第三条第一項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- 二 第三条第二項の条件に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可を受けた者

2 知事は、公益上やむを得ない必要があるときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、前項の規定による処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

○一般海域の利用に関する条例施行規則

(許可の申請等)

第二条 条例第三条第一項の規定による許可を受けようとする者は、一般海域内行為許可申請書(別記第一号様式)に、実施計画説明書、位置図及び平面図のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第一項第一号に掲げる行為に係る申請にあつては、構造物図及び求積図
- 二 条例第三条第一項第二号に掲げる行為に係る申請にあつては、次に掲げる書類
- イ 深浅測量図及び土石の賦存量に関する書類
- ロ 船舶を使用する場合にあつては、当該船舶の写真及び船舶検査証書の写し
- 三 条例第三条第一項第三号に掲げる行為に係る申請にあつては、断面図及び求積図
- 四 申請に係る行為について他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合にあつては、当該処分を受けていることを示す書類又はその見込みに関する書類
- 五 利害関係人がある場合にあつては、その同意書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める書類

参考資料 2

2005年7月27日

中国電力株式会社

代表取締役社長 白倉茂生様

上関原発建設計画の海上ボーリング調査について

1. 海上ボーリング調査が、祝島漁協の慣習上の権利を侵害していないとする根拠について、説明を求めます。

「確認メモ」

* 祝島に慣習上の権利が有るのか無いのか、訴訟で有ると主張されているが、裁判の中でわが社の主張は述べており裁判所が判断することで、(この件に関する) 見解は差し控えない。

* 許可漁業、自由漁業も含めて、トータルな補償をしている。漁業補償契約で、すべてを含め補償している。

* 補償金を払ったことと、権利を認めたこととは違う。

(許可・自由漁業については、委任状が無いと無効の指摘に対し)

* 慣習上の権利=財産権にまでなっているのかについては、そう思っていない。しかし、思っていないが補償している。

(権利が無いのに補償するのは、できないことで、株主への背任行為では?の指摘に対し、迷惑料として・・・?) 以上のようなやり取りがあり、電話で!

* 個々の許可漁業、自由漁業の操業実態と漁獲高が正確に把握できないので、関係8漁協の漁獲高をもって、全てが補償の対象となりえるものと判断して包括的に補償をしている。こうしたやり方が「一般の公共事業」で広くやられているやり方だ。

* 権利が有る無しで補償しているわけではない。

* 個々の漁業者について把握できてない。権利と認められるまで成熟した者もいるかもしれないし、成熟していない者もいるかもしれない。(個々の漁業者は、あまりに多いので、あたるのが困難) 関係8漁協の漁獲高をもって、トータルで補償をしているのだ。

* 「公共用地の取得の伴う損失補償基準要綱」の云う、補償を受けることのできる権利。と、委任状の要る(同意を得なければならない)権利とは違う。

CSR推進部門専任課長・入江明氏が、修正を求めてきた箇所と変更文

中電は、文書回答は出来ないと言うので、双方で確認しあった上で作成した文書。

「確認メモ」

* 祝島に慣習上の権利が有るのか無いのか、訴訟で有ると主張されているが、裁判の中でわが社の主張は述べており裁判所が判断することで、(この件に関する) 見解は差し控えない。

* 許可漁業、自由漁業も含めて、トータルな補償をしている。漁業補償契約で、すべてを含め補償している。

* 補償金を払ったことと、権利を認めたこととは違う。

(許可・自由漁業については、委任状が無いと無効の指摘に対し)

* 慣習上の権利=財産権にまでなっているのかについては、そう思っていない。しかし、思っていないが補償している。

(権利が無いのに補償するのは、できないことで、株主への背任行為では?の指摘に対し、迷惑料として・・・?(何とか削除して欲しい)) 以上のようなやり取りがあり、電話で!

* 個々の許可漁業、自由漁業の操業実態と漁獲高を正確に把握することはできないので、関係8漁協の漁獲高をもって、全てが補償の対象となりえるものと判断して包括的に補償

をしている。こうしたやり方が「一般の公共事業」で広くやられているやり方だ。

* 個々の操業に権利性が有る無しを確認して補償しているわけではない。

* 個々の漁業者について把握できない。「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の云う権利と認められるまで成熟した操業もあるかもしれないし、成熟していないものもあるかもしれない。(個々の漁業者は、あまりに多いので、あたるのが不可能) 関係8漁協の漁獲高をもって、トータルで補償をしているのだ。

* 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の云う、補償を受けることのできる権利。と、調査に対する同意を得なければならない権利とは違う。

参考資料3

上関原子力発電所詳細調査・海域ボーリング掘削水の漏洩に係る環境監視チームの現地調査結果等について

平成18年(2006年)2月2日

このことについて現地調査結果等は次のとおりです。

1 調査日時

平成18年1月31日(火曜日)午後2時～4時30分

2 調査場所

海域ボーリングNo314

3 調査者

環境監視チーム5名

4 調査内容

① 漏洩の状況

・ 回収作業途中であり、監視カメラにより未回収の白濁部分を確認し、白濁部分の周辺には、掘削水の飛散や生物の死骸等は特に認められなかった。

(午後5時までに全量回収したとの報告を受けた。)

※ ベントナイト：天然の粘土であり、有害性は特になし。

② 周辺海域の状況

海水の異常な濁り等は認められなく、環境への影響はほとんどないと考えられる。

(試料の分析)

・ 台船直下の海底付近海水：pH 8.2、SS 1mg/l → 異常なし

(台船から東100mの海域海底付近海水：pH 8.2、SS 1mg/l)

・ 回収物：ベントナイトであることを確認

(参考)

1月25日(水曜日)に環境監視チームにより海域ボーリング、陸域ボーリング等について現地調査を行っており、環境保全計画どおりの環境保全措置が実施されていることを確認している。

なお、上記海域ボーリングNo314については、監視カメラ等により、漏水防止用コンクリートの打設状況、海底の状況等を確認しており、特段の異常は認められなかった。

上関原子力発電所詳細調査に係る環境監視チームの現地調査(定期)結果について

平成18年(2006年)3月27日